

第12回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年11月29日（水曜日）
午前11時 受付開始 午前10時30分

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
渋谷ソラスタ4階
渋谷ソラスタコンファレンス

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

株式会社ココナラ

証券コード：4176



証券コード 4176
(発送日) 2023年11月10日
(電子提供措置開始日) 2023年11月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
渋谷インフォスター6F
株式会社ココナラ
取締役会長 南 章 行

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://coconala.co.jp/ir/>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式についてもっと見る」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4176/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ココナラ」又は「コード」を当社証券コード「4176」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討の上、2023年11月28日（火曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

[郵送による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月29日（水曜日）午前11時（午前10時30分開場予定）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の定時株主総会会場のご案内をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査報告の件
 2. 第12期（2022年9月1日から2023年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
5. その他本招集ご通知に関する事項
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

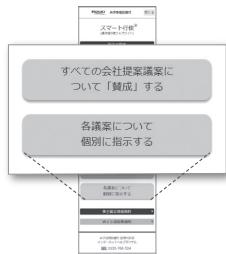
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

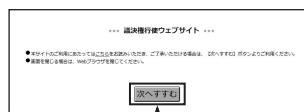
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

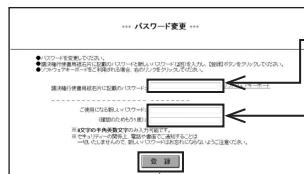
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への分類引き下げが実施され、経済活動の正常化が一段進むものと期待される一方で、金融市場の見通しは未だ先行き不透明な状況が続いております。当社がターゲットとする個人・企業間サービスにおいては、潜在市場規模は約18兆円と非常に大きい一方、オンラインで取引される比率は1%程度と推定されています（情報通信総合研究所による推定値）。オンラインでのサービス取引は、人生100年時代の到来や働き方改革でライフスタイルが従来とは大きく変化する中、社会的にも重要性の高い市場と考えております。

このような環境の下、当社におきましては、「一人ひとりが「自分のストーリー」を生きていく世の中をつくる」をビジョンに掲げ、EC型のサービスマーケットプレイスである「ココナラ」を展開し、堅調に事業を拡大してきました。当社はオフラインで日常的に行われているあらゆる取引をオンラインでより便利に置き換えていくことで、唯一無二のサービスECプラットフォームを目指しております。

当連結会計年度は、プロダクト機能開発に注力する一方、マスメディア等を通じたユーザー層の取り込みを強く推進するべく、2023年5月より日本全国を対象としたTVCMを実施しております。また、2023年7月にはエンジニアを中心としたITフリーランスと企業の業務委託案件をつなぐ「ココナラエージェント」の事業拡大及び当社の企業価値の最大化に資すると判断し、ポートエンジニアリング株式会社の株式を取得し、完全子会社化しております。

この結果、当連結会計年度の流通高は14,664,312千円（前期比15.3%増）、売上高は4,679,023千円（前期比21.9%増）、営業損失は126,388千円（前期は営業損失515,279千円）、経常損失は168,277千円（前期は経常損失511,269千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は75,899千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失494,355千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当社の報告セグメントは、前連結会計年度までは「ココナラ」、「ココナラ法律相談」の2区分としておりましたが、組織再編に伴い、「ココナラ」を「スキルマーケット」へ、「ココナラ法律相談」を「法律相談」へ事業区分名称を変更しているほか、当連結会計年度にてITフリーランスエンジニアのエージェント事業を展開するポートエンジニアリング株式会社を取得したことによりエージェント事業の重要性が増したため、当連結会計年度から「スキルマーケット」、「法律相談」及び「テックエージェント」の3区分に変更いたしました。

1. スキルマーケット

「スキルマーケット」においては、2023年5月よりTVCMを実施することで、積極的なマーケティング投資による購入者の登録数の拡大を図っております。また、2023年8月にはさくらインターネット株式会社の「さくらのレンタルサーバ」の顧客に、ココナラを紹介する取り組みを開始するなど、購入者の登録数の拡大を目的とした業務提携も実施しております。

この結果、売上高は4,001,347千円（前期比15.8%増）、セグメント損失は66,086千円（前期はセグメント損失508,726千円）となりました。

2. 法律相談

「法律相談」においては、ユーザーと弁護士のマッチング精度・量ともに順調であることから有料登録弁護士数が拡大しており、これを背景として弁護士からの広告収入である固定の利用料も成長しております。

この結果、売上高は533,021千円（前期比39.5%増）、セグメント利益は69,889千円（前期比1376.1%増）となりました。

3. テックエージェント

「テックエージェント」においては、2023年7月にポートエンジニアリング株式会社の株式を取得し、同社を完全子会社化することで、当社グループの当該領域の事業拡大を早期に実現し、企業価値を最大化していきます。

この結果、売上高は144,655千円、セグメント損失は97,962千円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は98,072千円（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）であり、その主な内容は、新オフィスの開設に伴う設備投資等による有形固定資産の取得であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2023年7月3日付で、ポートエンジニアリング株式会社の発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2022年 8 月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (2023年 8 月期)
売 上 高(千円)	3,837,213	4,679,023
経 常 損 失 (△)(千円)	△511,269	△168,277
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△494,355	△75,899
1株当たり当期純損失(△)(円)	△21.28	△3.20
総 資 産(千円)	4,327,398	5,232,914
純 資 産(千円)	2,437,666	3,125,963
1株当たり純資産(円)	84.40	81.65

(注) 前連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第10期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (2020年 8 月期)	第 10 期 (2021年 8 月期)	第 11 期 (2022年 8 月期)	第 12 期 (当事業年度) (2023年 8 月期)
売 上 高(千円)	1,775,555	2,746,940	3,837,213	4,555,534
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△83,767	59,959	△496,061	△72,343
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△94,001	41,083	△493,851	△73,983
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△4.59	1.93	△21.26	△3.12
総 資 産(千円)	1,945,118	4,059,327	3,889,477	4,068,475
純 資 産(千円)	171,507	2,328,805	1,999,956	2,058,724
1株当たり純資産(円)	8.38	104.06	84.41	81.72

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ココナラ スキルパートナーズ	10,000千円	100.0%	スタートアップ企業等への投資
ポートエンジニアリング 株式会社	20,000千円	100.0%	フリーランスエンジニアのマッチングプラットフォームの運営

(注) 2023年7月3日にポートエンジニアリング株式会社の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

① 出品サービス数の増加に対する検索及び購入の容易さの継続的向上

「ココナラ」は多様なニーズに対応する出品を揃えることで、仕事や相談の窓口となる存在を目指しております。2023年8月末現在、出品サービス数は約79万件と、多様なニーズに対応するサービス数となっていますが、購入者が欲しいサービスをスムーズに発見できるようにし、また、サービスを検索後に購入完了まで容易にたどりつく必要があると認識しております。

かかる課題に対処するため、当社では出品サービスが適切なカテゴリで出品されることを担保するために、適宜カテゴリを見直し、追加、修正を行っております。この際、ユーザーの利便性や利用頻度向上などの観点から、特定のカテゴリを異なるサービスとして独立して運営することも候補に検討を行っております。また、サービス選択後、購入者が普段から利用する決済手段がないことで、購入完了までたどりつけないことがないように、当社では多様な決済手段を導入しており、クレジットカード決済、キャリア決済及び銀行振込等が利用可能となっております。

② 新規ユーザー獲得のための認知度の向上

当社のビジョンである「一人ひとりが『自分のストーリー』を生きていく世の中をつくる」の実現に向けて、幅広い利用者が利用できる多種多様なサービスを取り扱うマーケットプレイスとして認知されるためには、購入者、出品者ともに登録数の増加が必要と認識しております。

これらを促進するためには、安心・安全に利用できる取引環境の提供に加えて、ユーザーニーズに応じた出品サービスの獲得に注力すると共に、新規ユーザーの獲得、既存ユーザーのリテンション強化のためのマーケティング活動を継続的に推進してまいります。

創業より数年間は、□コミに代表される有料広告を用いない方法によって利用者登録が増加してきましたが、2016年8月期より本格的にオンライン広告を開始し、複数回にわたりTVCMを放映してまいりました。当連結会計年度においては、2023年5月からTVCMを開始いたしました。今後のTVCMについては、費用対効果等を考慮し、慎重に検討した上で、実施する方針であります。

③ 新規事業の立ち上げ

ユーザーの幅広いニーズに対応するため、当社はサービスラインナップを広げる方針です。具体的には「ココナラプロフェッショナル」、「ココナラハイコンサル」、「ココナラアシスト」の事業の立ち上げを進めております。これらの対応を通じて、ココナラ経済圏を拡大し、当社サービスの利用を推進していきます。

「ココナラプロフェッショナル」は、ココナラが契約主体となり、ハイクラス人材を実名でマッチングするサービスです。「ココナラハイコンサル」はハイクラスのコンサルタント（経営、事業開発、マーケティング領域等）を業務委託形式でマッチングするサービスです。また、「ココナラアシスト」は必要な時間帯だけ時間課金形式でビジネス代行（事務、秘書、経理、人事、カスタマーサポート領域等）してくれる人材をマッチングするサービスです。

④ 安心・安全なサービス体制の強化

当社の営む「ココナラ」は、取引が出品者及び購入者であるユーザー間で行われるため、サービスを提供する出品者の信頼性の確認が容易ではなく、トラブル対応等に不安があることを理由に、「ココナラ」の利用を控えるといったことが起こりうると考えております。

当社では、「ココナラ」が安心・安全に取引を行える場所であり続けることを非常に重要な課題として認識しており、カスタマーサクセスのスタッフが中心となり、安心・安全なサービス購入体験を担保するため、利用規約、ご利用ガイドの見直し、サービスやメッセージの監視や出品者の本人確認などを行っております。また、出品サービスの健全性を保つために、専任のスタッフを配置しております。専任スタッフは週次で定例ミーティングを実施し、出品サービスの理解を深めるとともに、新たな論点などを議論しております。このような取り組みに関して、2017年11月には一般社団法人シェアリングエコノミー協会が定めるシェアリングエコノミー認証制度を取得いたしました。当該認証制度は、シェアリングエコノミーに基づくサービスが、内閣官房IT総合戦略室がモデルガイドラインとして策定した「遵守すべき事項」に基づいており、一般社団法人シェアリングエコノミー協会が認定した自主ルールに適合していることを証明する制度です。今後も利用者が安心・安全に「ココナラ」を利用できるように継続的な取り組みを行ってまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社が運営するサービスでは、利用者の個人情報を取り扱っており、強固な情報管理体制の確保が重要であると認識しております。

情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理マニュアルを制定し、また、情報システムにおける管理体制強化を目的として情報システム開発・運用管理規程及び情報システム開発・運用管理マニュアルを制定し、運用をしておりますが、今後も情報管理体制を重要な課題として認識し、情報管理体制を強化するべくサイバーセキュリティに関する各種施策を推進してまいります。

⑥ システムの安定稼働

当社が運営する「ココナラ」は、インターネットを通じたサービスであり、システムの安定稼働が不可欠であります。

かかる課題に対処するために、登録者数の増加によるデータ量の増加に対応するためのシステム投資をはじめ、リアルタイムでの各種KPIモニタリングと対応ガイドラインによるサイトアクセスやデータ量増加への初動の強化など運用監視体制の強化を引き続き行ってまいります。

⑦ 経営管理、内部管理、及びコンプライアンス体制の強化

継続的な事業拡大に向けて、経営管理、内部管理体制及びコンプライアンスの強化が不可欠であります。経営管理では会議体の運営を通じて、KPIのモニタリングを適切に実施してまいります。内部管理及びコンプライアンスでは、社員に対する継続的な研修及び啓蒙活動を行うことで、内部管理体制の強化を図り、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年8月31日現在)

事業	サービス内容
スキルマーケット	個人の知識・スキル・経験に基づくサービスを売買するスキルのマーケットプレイス「ココナラ」の運営
法律相談	一人ひとりにあった弁護士が見つかる検索メディア「ココナラ法律相談」の運営
テックエージェント	フリーランスエンジニアのマッチングプラットフォーム「フューチャリズム」及びITフリーランスと企業の業務委託案件をつなぐ「ココナラエージェント」の運営

(6) 主要な事業所 (2023年8月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区桜丘町20番1号

② 子会社

名称	所在地
株式会社ココナラスキルパートナーズ	東京都渋谷区桜丘町20番1号
ポートエンジニアリング株式会社	東京都渋谷区桜丘町12番10号

(7) 従業員の状況 (2023年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数
スキルマーケット	175名
法律相談	19
テックエージェント	12
合計	206

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
206名	27名	34.5歳	2.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2023年8月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年9月1日を効力発生日として、ココナラ法律相談事業を会社分割（簡易新設分割）により設立する当社100%出資の株式会社ココナラリーガルコネク트에、承継させる新設分割をおこないました。

また、2023年9月1日を効力発生日として、ココナラエージェント事業を、当社連結子会社であるポートエンジニアリング株式会社に、会社分割（簡易吸収分割）をおこないました。

2. 株式の状況 (2023年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 71,268,000株
(2) 発行済株式の総数 23,839,700株
(3) 株主数 13,075名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
南 章行	2,190,000株	9.19%
新明 智	2,136,100	8.96
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND – PACIFIC POOL	1,480,600	6.21
株式会社SBI証券	1,131,356	4.75
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,102,400	4.63
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY – PB	927,200	3.89
GIC PRIVATE LIMITED – C	900,000	3.78
日本生命保険相互会社	497,800	2.09
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	471,200	1.98
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	431,498	1.81

(注) 持株比率は自己株式 (4,300株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役1名に対して、譲渡制限付株式報酬としての普通株式8,100株を交付しました。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、該当する事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	南 章 行	－	株式会社ココナラスキルパートナーズ 代表取締役
代表取締役社長	鈴 木 歩	プロダクト本部、デザイン統括部、マーケティング部、事業開発部、カスタマーサクセス部、内部監査室管掌	CEO ポートエンジニアリング株式会社 代表取締役社長
取締役	赤 池 敦 史	－	シーヴィーシー (CVC) ・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社 代表取締役日本共同代表マネージングパートナー 株式会社ハウテレビジョン 社外取締役 株式会社りらく 社外取締役 株式会社ファイントゥディ 社外取締役 ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会社 社外取締役 株式会社トライグループ 社外取締役
取締役 (監査等委員)	矢 富 健 太 朗	－	株式会社ココナラスキルパートナーズ 監査役 南富士有限責任監査法人 パートナー 株式会社Glocalist 社外取締役 (監査等委員) 株式会社Carry On 監査役
取締役 (監査等委員)	肥 後 結 花	－	インクルージョン・ジャパン株式会社 代表取締役 株式会社フライヤー 社外取締役 株式会社ovgo 社外取締役 大阪大学 招聘准教授
取締役 (監査等委員)	佐 藤 有 紀	－	株式会社はてな 社外監査役 株式会社ネットプロテクションズホールディングス 社外取締役 (監査等委員) 創・佐藤法律事務所 パートナー弁護士 弁護士法人創・佐藤法律事務所 代表弁護士

(注) 1. 取締役赤池敦史氏、取締役 (監査等委員) 矢富健太郎氏、取締役 (監査等委員) 肥後結花氏及び取締役 (監査等委員) 佐藤有紀氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）矢富健太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、矢富健太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。保険料は全額会社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものと判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を

踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（譲渡制限付株式）とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、毎事業年度の業績等を踏まえて、2022年11月29日付定時株主総会に基づき、基本報酬と別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき、普通株式の総数は80千株以内で、年額20,000千円以内で支給することとし、各事業年度末から定時株主総会の開催後2ヶ月以内を目安とする時期に開催される取締役会において、その支給を検討・決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、取締役の役位や役割などに応じて、企業価値の継続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるように決定する。なお、当社は、業績連動報酬等を支給しない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、任意の指名報酬委員会において報酬議案の策定又は諮問を行った後、取締役会決議においてその決定を行う方針とする。

任意の指名報酬委員会については、その構成員の過半数を独立社外取締役とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	47,799千円 (3,650)	46,681千円 (3,650)	1,117千円 (-)	4名 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	8,622千円 (8,622)	8,622千円 (8,622)	- (-)	3 (3)
監査役 (うち社外監査役)	2,604千円 (2,604)	2,604千円 (2,604)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	59,026千円 (14,876)	57,908千円 (14,876)	1,117千円 (-)	7 (5)

- (注) 1. 上記には、2022年11月29日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含めております。
2. 当社は、2022年11月29日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、移行前の社外取締役及び監査役から取締役（監査等委員）に就任した3名の支給額につきましては、移行前の社外取締役及び監査役としての在任期間分は取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は監査役として、移行後の取締役（監査等委員）としての在任期間分は取締役（監査等委員）として、それぞれ記載しております。
3. 監査役報酬は、2017年6月12日開催の臨時株主総会において、年額15,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は、2022年11月29日開催の定時株主総会において、年額70,000千円以内（社外取締役分は、年額5,000千円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結後の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。
5. 取締役（監査等委員）の報酬総額は、2022年11月29日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結後の対象となる取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役3名）です。
6. 当該金銭報酬とは別枠で、2022年11月29日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、普通株式の総数は年間80千株以内とし、報酬総額は年額20,000千円以内とする譲渡制限付株式を報酬等として支給することについて決議しております。なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社に普通株式の終値（同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に

特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。当該定時株主総会終結後の対象となる対象取締役の員数は、2名です。

7. 非金銭報酬は、2022年11月29日開催の取締役会の決議に基づき取締役1名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用を記載しています。なお、非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・各社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 赤池 敦史	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。社外役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 矢富 健太郎	当該事業年度に開催された取締役会18回のうち、社外監査役として5回、監査等委員として13回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて公認会計士として財務及び会計の専門家としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士の専門的見地から適宜意見を述べております。
取締役 (監査等委員) 肥後 結花	当該事業年度に開催された取締役会18回のうち、社外監査役として5回、監査等委員として13回のすべてに、また、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて会社経営者としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者の経験を踏まえ、適宜意見を述べております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>取締役 (監査等委員) 佐藤 有紀</p>	<p>当該事業年度に開催された取締役会18回のうち、監査等委員ではない社外取締役として5回、監査等委員として社外取締役として13回のすべてに出席いたしました。また、監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて法律の専門家としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外役員としての豊富な経験と幅広い見識、弁護士としての専門的見地から適宜意見を述べております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は再任しないことを内容とする議案を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,690,665	流動負債	2,089,497
現金及び預金	2,993,732	買掛金	62,974
売掛金	475,700	未払金	287,635
前払費用	116,686	未払費用	49,009
その他	104,545	未払法人税等	38,927
固定資産	1,542,249	前受金	542,078
有形固定資産	184,620	預り金	1,001,005
建物	171,161	ポイント引当金	3,127
工具、器具及び備品	98,034	クーポン引当金	7,567
減価償却累計額	△84,575	その他	97,172
無形固定資産	208,287	固定負債	17,453
ソフトウェア	8,466	繰延税金負債	17,453
のれん	144,721	負 債 合 計	2,106,951
顧客関連資産	55,100	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,149,341	株主資本	1,945,989
投資有価証券	893,174	資本金	1,238,686
長期前払費用	10,515	資本剰余金	2,384,341
差入保証金	241,507	利益剰余金	△1,677,039
その他	4,143	その他の包括利益累計額	112
		その他有価証券評価差額金	112
		新株予約権	110,999
		非支配株主持分	1,068,862
		純 資 産 合 計	3,125,963
資 産 合 計	5,232,914	負 債 純 資 産 合 計	5,232,914

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,679,023
売 上 原 価		121,660
売 上 総 利 益		4,557,363
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,683,752
営 業 損 失		126,388
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 還 付 金	9,240	
そ の 他	451	9,719
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	199	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 失	49,500	
そ の 他	1,908	51,608
経 常 損 失		168,277
経 常 損 失 中 特 別 損 失		
新 株 予 約 権 戻 入 益	12,500	12,500
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		155,777
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,689	16,689
当 期 純 損 失		172,466
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		96,567
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		75,899

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,227,219	流動負債	2,009,750
現金及び預金	2,662,172	未払金	281,750
売掛金	353,364	未払費用	47,959
前払費用	115,821	未払法人税等	35,486
その他	95,861	前受金	542,078
固定資産	841,255	預り金	997,285
有形固定資産	184,620	ポイント引当金	3,127
建物	171,161	クーポン引当金	7,567
工具、器具及び備品	98,034	その他	94,496
減価償却累計額	△84,575	負 債 合 計	2,009,750
無形固定資産	8,466	(純資産の部)	
ソフトウェア	8,466	株主資本	1,947,724
投資その他の資産	648,169	資本金	1,238,686
関係会社株式	272,202	資本剰余金	2,383,656
関係会社長期貸付金	120,000	資本準備金	2,048,686
長期前払費用	10,515	その他資本剰余金	334,970
差入保証金	241,307	利益剰余金	△1,674,619
その他	4,143	その他利益剰余金	△1,674,619
		繰越利益剰余金	△1,674,619
		新株予約権	110,999
		純 資 産 合 計	2,058,724
資 産 合 計	4,068,475	負 債 純 資 産 合 計	4,068,475

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年9月1日から)
(2023年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,555,534
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,643,667
営 業 損 失		88,133
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25	
経 営 指 導 料	8,181	
受 取 還 付 金	9,240	
そ の 他	450	17,898
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	199	
為 替 差 損	105	
そ の 他	1,803	2,108
経 常 損 失		72,343
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	12,500	12,500
税 引 前 当 期 純 損 失		59,843
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	14,140	14,140
当 期 純 損 失		73,983

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

株式会社ココナラ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 大 枝 和 之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 森 竹 美 江

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ココナラの2022年9月1日から2023年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココナラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年10月24日

株式会社ココナラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 枝 和 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 竹 美 江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココナラの2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年9月1日から2023年8月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年10月25日

株式会社ココナラ 監査等委員会

監査等委員	矢 富 健 太 朗 ㊞
監査等委員	肥 後 結 花 ㊞
監査等委員	佐 藤 有 紀 ㊞

(注) 監査等委員矢富健太郎、肥後結花、佐藤有紀は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考資料

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営環境の変化に迅速に対応することを目的として、株主総会の議長及び取締役会の招集権者、議長につき、取締役会長から取締役社長に変更するため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部分は、変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会<u>長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会<u>長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>各1名を定め、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第20条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、<u>取締役社長</u>1名を定め、<u>取締役会長</u>、<u>取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u>各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p>3. (条文省略)</p> <p>第23条～第37条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>以上</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>第23条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>以上</p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当		
1	<small>みなみ</small> 南	<small>あき ゆき</small> 章行	取締役会長	—	再任
2	<small>すず き</small> 鈴木	<small>あゆむ</small> 歩	代表取締役社長	プロダクト本部、デザイン統括部、マーケティング部、事業開発部、カスタマーサクセス部、内部監査室、データサイエンスグループ管掌	再任
3	<small>あか いけ</small> 赤池	<small>あつ し</small> 敦史	取締役	—	再任 社外 独立

(注) 上記取締役候補者の当社における現在の地位及び担当は、本招集ご通知提供時点のものであります。

候補者番号

1

みなみ
南

あき ゆき
章 行 (1975年6月6日生)

所有する当社の株式数 ……………2,190,000株
在任年数 ……………11年10カ月
取締役会出席状況 ……………18/18回

再任

【略歴、当社における地位】

1999年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2004年1月 株式会社アドバンテッジパートナーズ入社
2012年1月 株式会社ウェルセルフ（現 当社）設立 代表取締役就任

2020年9月 当社代表取締役会長就任
2022年1月 株式会社コナラスキルパートナーズ設立 代表取締役就任（現任）
2022年11月 当社取締役会長就任（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社コナラスキルパートナーズ 代表取締役

取締役候補者とした理由

南章行氏は、当社の創業者として当社の経営を指揮し、サービスのEC業界を主導してきたことから、今後も経営の重要事項の決定を行うにふさわしいと判断して取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

すず き
鈴木

あゆむ
歩 (1982年9月3日生)

所有する当社の株式数 ……………384,900株
在任年数 ……………6年7カ月
取締役会出席状況 ……………18/18回

再任

【略歴、当社における地位】

2006年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社
2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ転籍
2015年4月 株式会社リクルートホールディングス出向
2016年5月 当社入社
2016年9月 当社執行役員就任
2017年3月 当社取締役就任

2020年9月 当社代表取締役社長就任（現任）
2023年7月 ポートエンジニアリング株式会社（現株式会社コナラエージェント）代表取締役社長就任（現任）
2023年9月 株式会社コナラリーガルコネク
ト 取締役就任（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社コナラエージェント 代表取締役社長
株式会社コナラリーガルコネク ト 取締役

取締役候補者とした理由

鈴木歩氏は、代表取締役社長として、経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も引き続き、強力なリーダーシップにより当社の経営を行うにふさわしいと判断して取締役としての選任をお願いするものであります。

再任

社外

【略歴、当社における地位】

2002年4月	株式会社アドバンテッジパートナーズ入社	2017年12月	株式会社りらく社外取締役就任(現任)
2004年4月	株式会社アドバンテッジパートナーズ パートナー就任	2018年8月	当社社外取締役就任(現任)
2015年5月	シーヴィーシー (CVC) ・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社代表取締役日本共同代表パートナー就任	2021年7月	株式会社ファイントゥデイ資生堂(現株式会社ファイントゥデイ)社外取締役就任(現任)
2016年9月	HITOWAホールディングス株式会社社外取締役就任	2021年11月	ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会社社外取締役就任(現任)
2017年4月	株式会社ハウテレビジョン社外取締役就任(現任)	2021年11月	株式会社トライグループ社外取締役就任(現任)
		2023年1月	シーヴィーシー (CVC) ・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社代表取締役日本共同代表マネージングパートナー就任(現任)

【重要な兼職の状況】

シーヴィーシー (CVC) ・アジア・パシフィック・ジャパン株式会社代表取締役日本共同代表マネージングパートナー
株式会社ハウテレビジョン社外取締役
株式会社りらく社外取締役
株式会社ファイントゥデイ社外取締役
ELEPHANT DESIGN HOLDINGS株式会社社外取締役
株式会社トライグループ社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

赤池敦史氏は、コンサルティング会社、投資ファンドにおいて培った経営コンサルティング、M&A、資金調達といった豊富な経験に加え、グローバル投資ファンドの代表取締役として長年の経営経験を有しており、引き続き、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別利害関係はありません。
2. 赤池敦史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 赤池敦史氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年3カ月となります。
4. 当社は、赤池敦史氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定

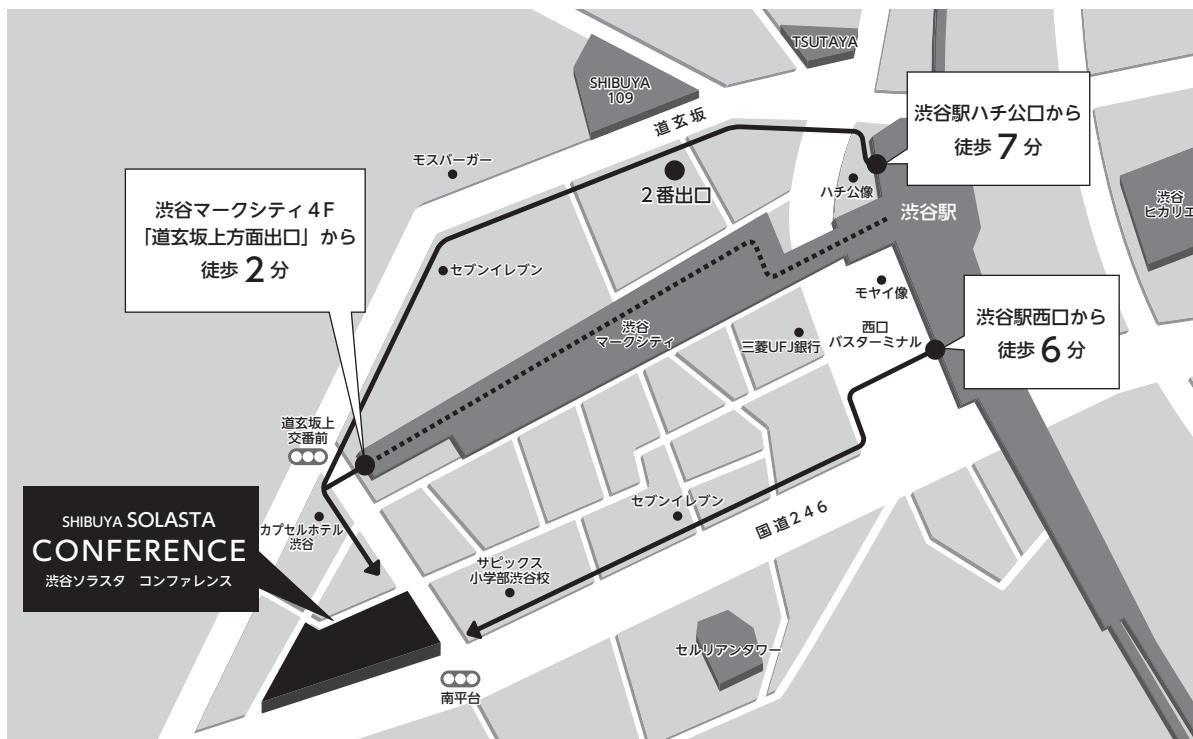
であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が取締役として選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、赤池敦史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

定時株主総会 会場のご案内

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス
TEL 03-5784-2604



交通 渋谷駅西口から 徒歩6分
渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から 徒歩2分
渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩7分